

議案第72号

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第29号）  
の一部を次のように改正する。

別表農産物加工販売所の項中「320,000円」を「390,000円」に改め、同  
表農産物直売所の項中「170,000円」を「205,000円」に改め、同表農村レ  
ストランの項中「260,000円」を「315,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。